

横浜市資産指令第1029号
平成27年8月1日

許可番号 第05620009861号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目16番地12

氏名 株式会社 春秋商事
代表取締役 堂 蘭 紀栄之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 長 林 文 子

許可の年月日

平成27年8月1日

許可の有効年月日

平成32年7月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類
- (2) 溶融：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- (3) 圧縮：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、金属くず 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市都筑区川向町1160番1 外1筆

処理施設の概要

- (1) 破碎1施設 1基 (4.7t/日)
設置年月日：平成21年10月21日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- (2) 破碎2施設 1基 (9t/日)
設置年月日：平成21年10月21日
産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類
- (3) 溶融（減容）施設 1基 (0.16t/日)
設置年月日：平成21年10月21日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (4) 溶融（RPF製造）施設 1基 (4t/日)
設置年月日：平成21年10月21日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- (5) 圧縮1施設 1基 (4.76t/日)
設置年月日：平成21年10月21日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、金属くず 以上3種類

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(6) 圧縮2施設 1基 (1.6 t/日)

設置年月日：平成26年 4月 8日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質系のものに限る） 以上1種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、207.87m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月 1日 新規許可

平成27年 8月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無